

【硫黄酸化物の量の測定法】

公布日：昭和 57 年 07 月 03 日

環境庁告示 76 号

[改定]

平成 12 年 12 月 14 日

大気汚染防止法(昭和 46 年^{厚生省}_{通商産業省}令第 1 号)別表第 1 の備考欄の 3 の規定に基づき、硫黄酸化物の量の測定法を次のように定め、硫黄酸化物の量の測定法(昭和 51 年 6 月環境庁告示第 38 号)は廃止する。

大気汚染防止法施行規則別表第 1 の備考の 3 に規定する硫黄酸化物の量の測定に係る環境大臣が定める方法は、日本工業規格(以下単に「規格」という。)K 0 1 0 3 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、次の各号のいずれかに掲げる方法により排出ガス量をそれぞれ測定して算定する方法とする。

1 次に掲げる算式により排出ガス量を算定する方法

$$G = \{G_0 + (m - 1) \cdot A_0\} \cdot W$$

(この式において、 G 、 G_0 、 A_0 、 W 及び m は、それぞれ次の値を表すものとする。
この場合において、 G_0 、 A_0 及び m は、規格 B 8 2 2 2 又は規格 Z 8 8 0 8 に定める方法等適当であると認められる方法により算定され、 W は、規格 Z 8 7 6 2 又は規格 Z 8 7 6 3 に定める方法等適当であると認められる方法により測定されたものとする。

G 乾き排出ガス量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した単位時間当たりの立方メートル)

G_0 燃料の量 1 単位当たりの理論乾き排出ガス量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル)

A_0 燃料の量 1 単位当たりの理論空気量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル)

W 単位時間当たりの燃料の使用量

m 空気比)

2 出力の大きさと規格 Z 8 8 0 8 に定める方法により測定された排出ガス量との間に認められる相関関係を用いて、出力の大きさから排出ガス量を算定する方法(発電の用にのみ供するボイラーの排出ガス量を算定する場合に限る。)